

第17章 公害モニター制度

1 制度の概要

複雑多岐にわたる公害に対処し、地域住民の意向を公害行政に反映させるための施策の一環として、昭和44年11月に大阪府公害モニター制度を発足させたが、その概要は次のとおりである。

(1) 公害モニター設置年月日

昭和44年11月1日

(2) 公害モニター設置基準

原則として公立中学校区単位に各1名

(3) 公害モニターの選出方法

原則として、学校薬剤師であって大阪府薬剤師会長から推せんを受けた者に知事が依頼

(4) 公害モニターの任期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

2 活動状況

昭和48年度における公害モニター(298名)の活動状況は次のとおりである。

(1) 担当地区における公害発生状況の報告

公害発生状況の報告は、総数70件であり、公害の種類別内訳は、大気汚染関係34件、騒音・振動関係27件、水質汚濁関係2件、悪臭関係1件、その他6件となっている。

本府においては、これらの報告に基づき関係機関と協力し、その処理を推進した。

(2) 担当地区の公害相談受付状況の報告

公害モニターに対し相談があった件数は、総数15件であり、公害の種類別内訳は、騒音・振動関係6件、大気汚染関係4件、水質汚濁関係2件、悪臭関係2件、その他1件となっている。

(3) 公害行政に対する意見の提出

公害行政に対する意見は、総数5件であり、その内訳は、公害行政一般に関するもの1件、公害モニター制度に関するもの1件、騒音・振動関係1件、その他2件となっている。

(4) 研修会の開催等

本府の公害関係機関の施設見学を中心に研修会を開催するとともに光化学スモッグ対策の周知状況等についてのアンケート調査を実施した。